

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 2 年 9 月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下「令和 2 年改正法」という。）の施行等に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する規定等について所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

- （1） 滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の細目を定める。
- （2） 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）等の施行に伴う所要の措置を講ずる。

3 施行期日

- （1） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から施行する。
- （2） 令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。